

相続対策に必須の遺言 ～遺言書が残されていたときに取得できる財産額～

その8

法定相続分を超えない遺贈があった場合に、相続人が相続できる財産額について、設例で確認することとします。

【設例 法定相続分を超えない遺贈】

1. 具体的な手順

- ① 相続財産の価額に各相続人の法定相続分を乗じ各相続人の法定相続分の額を計算します。
- ② 遺贈を受けた相続人については法定相続分の額から、遺贈の額を控除します。

2. 具体例

① 被相続人甲の相続人は、妻と2人の子(乙・丙)で、甲の遺産は1億円(そのうち乙に2,000万円を遺贈)です。

<1億円の相続財産を法定相続分に従って遺産分割する場合>

	妻	乙	丙
法定相続分	1/2	1/4	1/4
法定相続分に従って算定した額	5,000万円	2,500万円	2,500万円

<設例の場合の算定方法>

	妻	乙	丙
遺贈	なし	2,000万円	なし
法定相続分	1/2	1/4	1/4
法定相続分に従って算定した額	5,000万円	2,500万円	2,500万円
遺贈の控除	—	▲2,000万円	—
具体的相続分額	5,000万円	500万円	2,500万円

*乙は、遺贈によって2,000万円を取得できませんが、遺贈と具体的相続分額を合わせると、相続分額は法定相続分と変わらないこととなります。

遺贈の額別による「取得することができる財産額」は、以下のようになります。

【設例】

1. 被相続人と遺産額 母・1億円
2. 相続人 長男・長女(特別受益はないものとする)
3. 遺言書 長男へ表にあるような金額について、それぞれ遺言書が残されていたと仮定します。
4. 相続することができる財産額

遺言書で指定された財産額を除いて、法定相続分で相続し、遺留分の侵害がある場合には、長女は遺留分相当額を請求することとします。

遺言書による指定	長男	長女	長男が取得できる財産
① 4,000万円	4,000万円(遺言) + 1,000万円(遺産分割)	5,000万円(遺産分割)	遺言による分と法定相続分の残額(注1)
② 6,000万円	6,000万円(遺言)	4,000万円(遺産分割)	遺言書どおり(注2)
③ 8,000万円	8,000万円(遺言) - 500万円(遺留分)	2,000万円(遺産分割) + 500万円(遺留分)	遺言による分から遺留分侵害額500万円を控除
④ 10,000万円	10,000万円(遺言) - 2,500万円(遺留分)	2,500万円(遺留分)	遺言による分から遺留分侵害額2,500万円を控除

(注1) (遺産の額6,000万円 + 遺贈の額4,000万円) × 1/2 - 4,000万円(遺贈) = 1,000万円

(注2) 遺留分の侵害がないため、遺言書で指定された財産を長男が相続し、残金は長女が相続できます。

5. 長男における遺言書の効果

(1) 上記①の場合、長男に相続させたい居住用不動産(4,000万円)だけ遺言書に記載した場合に、遺言者は残余の財産については、長男と長女がそれぞれ1/2ずつ遺産分割するものと勘違いしていることも少なくありません。そのように希望する場合には、残余の財産を長男と長女が1/2ずつ相続させる旨、遺言書に書いておかなければなりません。

(2) 長男は、遺言書が残されていた場合(上記②乃至④の場合)には、法定相続分を超えてその指定された財産(例えば、不動産や非上場株式等)を相続することができます。しかし、上記③及び④の場合には、遺留分の侵害額について長女から請求があると侵害額については支払う必要があります。(文責：山本和義)